

日本草地学会 機関リポジトリ登録要領

(2012年3月28日改正)

日本草地学会の刊行する日本草地学会誌に掲載された論文を、著者が所属する機関の図書館のウェブページなどに再掲載（機関リポジトリ）を希望する場合、機関リポジトリに取り組んでいる大学図書館等の機関から申請があれば、会誌の発行後12ヶ月を経過した論文については再掲載を許可することとする。

機関リポジトリに取り組んでいる大学図書館等が日本草地学会の論文登録をしたい場合は、本会指定の申請書類を学会事務局に提出しなければならない。その際、論文の内容はリポジトリとして掲載可能だが、学会誌の体裁については出版社が作ったものであるため、そのままの体裁では公開できない。したがって、機関リポジトリとして掲載する原稿は、学会誌の体裁ごとデジタル化されているものを絶対に使用しない。

掲載原稿には出版バージョンへの国立情報学研究所の運営しているCiNii等リンクと、それが最終版であることを明記せねばならない。

大会の講演要旨（別号）についても同様の扱いとする。